

令和8年9月15日

各所属所長 様

公立学校共済組合大阪支部長

被扶養者の資格確認調査(検認)について(通知)

日頃から、共済組合業務に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当支部では、毎年度、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項に基づき、被扶養者の扶養事実を確認する標記調査を実施してきたところですが、本年度につきましても下記により調査を実施いたしますので、貴所属の該当組合員に同封の回答書の配付方等よろしくお願い申し上げます。

なお、先に通知(令和8年8月27日付 公立阪第264号)したとおり、本年度から一次審査業務を外部事業者へ委託することから、提出書類に関する取り扱い及び問合せ先(専用コールセンター設置)については、十分御注意下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 調査対象の被扶養者

令和8年8月1日時点で認定中の被扶養者のうち、別添「一覧表」および「回答書」に記載のある者。

2 提出書類

「提出書類について」(両面)をご確認ください。

記入例および別紙1、2については、当支部ホームページに掲載しておりますので、必要に応じて印刷のうえご提出ください。

取消事由に該当していることが明らかな場合は、当該調査書類の提出ではなく、「提出書類について

2 認定の取消申告をする場合」の手続きとなります。この場合、お送りした「回答書」は未記入のまま取消の書類に添付し、当支部あてに送付(逡送可)してください。

3 提出期限

令和 8 年 11 月 16 日 (月) 必着

該当組合員へは取りまとめ期間を考慮した上、各所属所で設定した提出期限をお伝えください。

4 提出方法

裏面記載の提出先に郵送により提出してください。

(注意1)提出された書類の到着確認はできません。受領書の返送もできませんので、到着確認を希望する場合は、特定記録郵便等を利用してください。

(注意2)料金不足の場合、受け取りができず、差出人に返送となりますので、料金に誤りがないか確認のうえ送付してください。

5 備考

該当組合員には、配付時等に①「提出書類について」のチェック欄をもちいて、提出書類に不足がないか必ず確認すること、②本調査に回答しない場合(不備連絡に未対応の場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第4項に基づき、被扶養者の資格が遡って無効になり、無効になった日以降に利用した医療費等の返還が必要になることをご指導くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

裏面に続く

【公立学校共済組合大阪支部 ホームページ】

記入例、別紙1、2の様式、よくある質問(Q&A)等を掲載しています。

公立学校共済組合大阪支部 お知らせ

検索



【被扶養者の資格確認調査(検認)に関する問い合わせ先】

お問い合わせの前に、当支部ホームページ掲載のよくある質問をご確認ください。

公立学校共済組合大阪支部 令和8年度資格確認調査専用コールセンター
050-2035-0879 (受付時間:平日 10~12 時、13~17 時)

【提出先】

「回答書」の提出を事業者に郵送する際、以下の宛名をコピーし、切り取ってご使用ください。

》コピーして切り取り《

郵送
切手
貼付

〒561-0851

豊中市服部元町 1-9-20 ユミヤビル 株式会社ケーシップ 業務支援課

公立学校共済組合大阪支部資格確認調査 担当者 行

(注意)

- 「回答書」とその添付書類以外は絶対に同封しないでください。
- 取消事由に該当していることが明らかな場合は、公立学校共済組合大阪支部に、取消手続きに係る書類を提出してください。
- 料金不足の場合受け取りできませんので、金額に誤りがないか確認してください。

【所属所名】 _____

》コピーして切り取り《